

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者自立支援(更生・育成)医療費支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、障害者自立支援(更生・育成)医療費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者自立支援(更生・育成)医療費支給事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援(更生・育成)医療費の支給申請・決定に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から更生医療は県身体障害者更生相談所へ、育成医療は育成医療嘱託医へ判定を依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④対象者へ支給認定通知書・受給者証を送付する。
③システムの名称	・ MCWEL障がい者システム ・ 宛名管理システム ・ 団体内統合宛名(連携)システム ・ 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項 別表(117の項) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 [番号法第19条第8号における情報提供の根拠及び主務省令] 8, 23, 55, 95及び127の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第15条、第28条、第48条及び第68条 [番号法第19条第8号における情報照会の根拠及び主務省令] 117の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第60条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	南砺市社会福祉事務所
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	-------------	------------	-------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

〔 〕全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。未受講者に対しては再受講の機会を設け、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、特定個人情報を受け渡す際は、暗号化やパスワードによる保護を行うことを徹底している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所長 杉村 稔	所長 叶山 勝之	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(84の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16, 26, 56の2, 87, 116の項) [別表第二における情報照会の根拠] (108, 109, 110の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の4 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108, 109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 ※109及び110の項に係る主務省令は未制定	事後	
平成29年11月6日	I 関連情報 1. 評価実施機関における担当部署 ③システムの名称	福祉・個別システム	MCWEL障がい者システム	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の4 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108, 109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 ※109及び110の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108, 109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	事前	
令和1年6月27日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年2月26日	I 関連情報 1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援(更生・育成)医療費の支給申請・決定に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から更生医療は県身体障害者更生相談所へ、育成医療は育成医療囑託医へ判定を依頼する。 ③判定依頼先から判定書の送付する。 ④対象者へ支給認定通知書・受給者証を送付する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援(更生・育成)医療費の支給申請・決定に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①対象者は、申請書を提出する。 ②南砺市から更生医療は県身体障害者更生相談所へ、育成医療は育成医療囑託医へ判定を依頼する。 ③判定依頼先から判定書を受ける。 ④対象者へ支給認定通知書・受給者証を送付する。	事後	
令和2年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108, 109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16, 26, 56の2, 87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108, 109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16、26、56の2、87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108、109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16、26、56の2、87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108、109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	事前	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(84の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	・番号法第9条第1項 別表(117の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 16、26、56の2、87及び116の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第44条及び第59条の2の2 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 108、109及び110の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2及び第55条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 [番号法第19条第8号における情報提供の根拠及び主務省令] 8、23、55、95及び127の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第15条、第28条、第48条及び第68条 [番号法第19条第8号における情報照会の根拠及び主務省令] 117の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第60条	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月10日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月19日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による追加